

平成28年2月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 平成28年 3月 4日(金) 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時45分

場 所 第9委員会室

出席委員 沢田力委員長

立石泰広副委員長

飯塚俊彦委員、板橋智之委員、高橋政雄委員、小林哲也委員、小谷野五雄委員、
田並尚明委員、大嶋和浩委員、安藤友貴委員、金子正江委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

浅井義明県土整備部長、小関清一県土整備部副部長、

西成秀幸県土整備部副部長、松澤潤県土整備政策課長、

富田真樹建設管理課長、柳田英樹用地課長、中村一之道路政策課長、

大島利彦道路街路課長、濱川敦道路環境課長、常山修治参事兼河川砂防課長、

秋山栄一水辺再生課長

永岡敬英収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

秋山幸男都市整備部長、杉野勝也都市整備部副部長、

諏訪修之都市整備部副部長、村田暁俊都市整備政策課長、

吉岡博之都市計画課長、木崎秀夫市街地整備課長、

福島英雄田園都市づくり課長、和栗肇公園スタジアム課長、

五味昭一建築安全課長、白石明住宅課長、柳沢孝之営繕課長、

清水敏男設備課長

三井隆司下水道事業管理者、大島秀彦下水道局長、菊地仁美下水道管理課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第45号	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係市町村の負担額について	原案可決
第46号	一級河川の指定に係る意見について	原案可決
第47号	市野川流域下水道の維持管理に要する経費の関係3町の負担額について	原案可決
第52号	平成27年度一般会計補正予算(第6号)のうち県土整備部関係、都市整備部及び下水道局関係	原案可決
第58号	平成27年度埼玉県用地事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第59号	平成27年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

第66号	平成27年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第77号	訴えの提起について	原案可決

2 請願
なし

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

板橋委員

- 1 今回の補正予算は国の内示等により約83億円減額する一方、先日約29億円を急施で増額補正している。この関係をどのように考えればいいのか。
- 2 繰越明許費については今回250億円近くを設定しており、急施で計上した20億円弱と合わせるとかなりの額になると認識している。この繰越明許設定額は例年と比べるとどうなのか。
- 3 繰越理由として地権者との交渉が難航しているという理由をよく聞く。ほかにも理由があると思うがどうか。

県土整備政策課長

- 1 先日御審議いただいた補正予算は、国の緊急防災対策や経済の下振れリスクに対応するもので、早期に執行する必要があるため急施でお願いした。一方、今回の補正予算は国庫補助事業の内定差や事務費の節減などによる減額が中心で、急施を要しない性質であるため、別途提案とした。
- 2 繰越明許費設定額は、急施と今回を合わせて269億5,172万3千円となり、昨年度より約4億4,000千万円増えているが、平成20年度から平成25年度まで300億円を超えていたことに比べると減少傾向にある。しかし、委員の御発言のとおり多額であるため、繰越の縮減に努める。
- 3 ほかの繰越理由として、用地関係では相続の処理や農地法等他法令の手続に時間がかかったことなどがある。工事関係では東京電力や鉄道事業者など関係機関との調整に不測の日数を要したことや占用物件の移転の遅延などがある。

飯塚委員

- 1 武蔵水路が一級河川に指定されることによる県のメリットは何か。
- 2 武蔵水路改築事業は独立行政法人水資源機構が実施しているが、一級河川となった後の武蔵水路の管理は誰が行うのか。
- 3 治水機能とは、具体的にどのような機能なのか。また、武蔵水路の全部を一級河川に指定しないのはなぜか。

参事兼河川砂防課長

- 1 最大のメリットは武蔵水路が新たに治水機能の役割を担うことである。これまでは、昭和44年7月に当時の水資源開発公団と結んだ協定に基づき、利水施設としての使用に支障のない範囲で洪水の排水先とする運用がなされてきたが、一級河川の指定により洪水の処理が河川管理者の責務として法的に位置付けられる。加えて、県管理の元荒川等の治水対策費用について、武蔵水路を使わない場合で試算すると1.4倍となるため、事業効果の早期発現、洪水処理の効率性の観点から見ても十二分なメリットを受ける。また、県が治水目的で設置した2つの水門及び排水機場が、今後は国の管理になるため、県が負担していた管理費がなくなる。

水辺再生課長

- 2 一級河川の管理は、河川法の規定により基本的に国土交通大臣が行うこととされているため、一級河川武蔵水路の管理は、国土交通省荒川上流河川事務所が担当する予定である。一方、水資源機構は、独立行政法人水資源機構法の規定による一級河川武蔵水路の日常の維持管理や洪水時の水門及び排水機場の操作などに加え、国が行う土地の占用許可などの事務以外の河川法の特例による事務も行う。このため、一級河川武蔵水路の管理は、国と水資源機構の両者が行うことになる。
- 3 武蔵水路の施設自体は利根川から荒川をつないでいる。このうち、一級河川星川の分派点から下流の区間は、星川、野通川などの河川の流域に降った雨が武蔵水路に流入することになるため、この区間については治水機能が加わる。一方、星川の分派点より上流の区間については、このような機能がないため一級河川指定の対象外となる。

金子委員

- 1 急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の負担について、今回の対象は6か所であるが、整備が必要な急傾斜地は全体で何か所あるのか。また、整備の進捗状況はどうか。
- 2 関係市町村の負担額については、事前に同意が得られていると思うが、地元市町村の財政力は考慮しているのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 県内には、土砂災害危険箇所が4,219か所あり、そのうち急傾斜地崩壊危険箇所は2,907か所ある。さらに、このうち745か所を要整備箇所としている。事業の進捗状況は、要整備箇所745か所のうち115か所が完了しており、進捗率は15.4%である。
- 2 地方財政法には、県が行う建設事業でその区域内の市町村を利するものについては、受益の限度において経費の一部を負担させることができると規定されている。急傾斜地崩壊対策事業は、受益が周辺地に限定されるためこの規定に該当すると考えている。また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律では、急傾斜地の対策は、基本的に土地の所有者が行うこととされており、困難な場合に県が土地の所有者に代わって対策を実施している。この法律の主旨と地方財政法に基づき、事業費の一部を関係市町村に負担していただいているため、地元市町村の財政力は考慮されていない。

金子委員

- 1 整備が遅れていると認識した。安全の観点から整備を進めるべきだと考えるが、進捗が遅れている理由は何か。
- 2 法律に基づいて行われているとのことであるが、整備を進めるためには地元市町村の財政力を考慮すべきではないのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 1か所の整備でかなりの時間を必要とするため進捗が遅れている。また、要整備箇所が745か所と非常に多く、整備には膨大な時間と費用が必要となる。そのため、土砂災害防止施設を整備するハード対策だけでなく、土砂災害警戒区域等の指定のソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策に取り組んでいる。
- 2 市町村の財政力の考慮については、県だけで判断するのは難しいと考えており、国にその趣旨を伝える。

安藤委員

- 1 第58号議案について、用地の先行取得が見込みを下回ったことによる減額ということであるが、その主な理由は何か。
- 2 急傾斜地崩壊対策事業について、周辺住民に説明を行う際の資料の写真が古いと聞いた。今後どのように対応するのか。

用地課長

- 1 平成27年度用地事業特別会計予算は、緊急に大規模な用地の先行取得が必要となった場合などに備え、緊急取得枠として10億円を設定している。平成27年度は、約3億7,500万円を執行したが、このほかに相続の発生による買取り要望など、緊急に取得を要する案件がなかったため、予算の減額をお願いするものである。

参事兼河川砂防課長

- 2 写真等の古い資料については、改善していく。また、説明会では、住民の皆様へ丁寧に対応していく。

安藤委員

住民は資料を見て避難路の確認を行っている。古い写真を使った資料では、道がなくなっているなど現状との不整合により不安を感じるのに対応をお願いしたい。（要望）

【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

板橋委員

- 1 「住宅・建築物耐震改修促進費」について、減額補正額が大きいのはなぜか。
- 2 「平成26年発生都市施設災害復旧費」の補正内容について詳しく説明していただきたい。また、この予算の補正により事業進捗に影響はあったのか。
- 3 訴えの提起について、入居者が途中でいなくなった場合、家族が残されることもあると思うが、今回の対象者の入居状況はどうか。
- 4 訴訟の対象者が行方不明の場合、どのような手続を行うのか。
- 5 平成27年9月定例会でも訴えの提起について提出されたが、その後の状況を伺いたい。

建築安全課長

- 1 減額の主なものは、緊急輸送道路沿道の民間建築物に対する耐震化の補助事業である。減額を行った原因は大きく2つある。一つは、予定されていた民間建築物の耐震改修工事が着工に至らなかった案件があったことや、大きな企業の建築物で、スケジュール等の関係により自らの負担で耐震補強工事を実施したため補助金を活用しなかったことなどである。もう一つは、特定行政庁である11市が所管する民間の建物における耐震診断の実施件数が、当初の見込みを下回ったことである。県では、平成26年度から特定行政庁が行っている診断補助に対する支援を行っているが、これを減額した。

公園スタジアム課長

- 2 平成26年2月の大雪により破損した彩の国くまがやドームの膜屋根の復旧に関する事業である。平成26年度と平成27年度の2年間の継続事業として実施しており、2

年間の全体事業費33億2,680万円のうち、平成27年度分の26億8,690万円を財源更正するものである。当初、全額を国の災害復旧の対象と見込んでいたが、公益財団法人都道府県会館の建物共済事業から災害共済金が支給される見込みとなったことなどから、国庫支出金を減額して、災害共済金を充てるものである。なお、災害共済金は平成28年度に県に入金されるため、平成27年度については、一般財源で立て替えて計上するものである。なお、補正による事業進捗への影響はない。予定どおり4月1日から供用を開始する。

住宅課長

- 3 入居の状況であるが、番号1の者は平成27年3月に家賃の納付があり、6月と9月に納付する旨の連絡があったが、納付されないまま音信不通で所在不明となっている。また、番号2の者は、現在も入居している。
- 4 今回のケースでは、裁判前に最後の催告書を郵送したところ県に返送されたので、裁判所で公示した。今後、訴状の送付も裁判所で公示する手続きを進めることになる。また、住宅の明渡し等については、裁判所の執行官が事前に対象者へ通告した上で、強制的に実施することになる。
- 5 平成27年9月定例会で議決をいただいた案件については、昨年11月に裁判所へ訴えの提起を行い、今年の2月に勝訴の判決を得た。現在、住宅の明渡し等の強制執行に向けて準備を進めている。

板橋委員

耐震改修工事が着工に至らなかった民間の建築物について、このまま耐震化を実施しないこともあると考えられるが、そうした案件に対して何か対応策は考えているのか。

建築安全課長

当初想定していたが耐震化が実施されなかった案件は、分譲マンションである。分譲マンションの耐震化の実施は、所有者の合意形成が必要であるため時間を要している。そこで、県の職員が直接訪問し、補助制度や県内3金融機関の低利な融資制度、耐震改修に詳しい専門家を登録・紹介する県独自の制度について説明やアドバイスを行い、引き続き耐震化を働き掛けていく。

飯塚委員

- 1 市野川流域下水道関係町の負担金単価の増額の理由について、施設の老朽化による修繕費の増加や労務費の上昇等としているが、具体的な内容はどうなっているのか。
- 2 今回の単価引上げを受けて、流域の3町は下水道料金の値上げを行うのか。
- 3 市野川流域の負担金単価は、全国的に処理水量が同規模の流域下水道と比較するとどのような状況か。
- 4 消費税率の引上げなど値上げの要因として致し方ない部分もあるが、下水道局として値上げ抑制のために、どのような努力をしているのか。
- 5 流域下水道事業会計の「資本的支出」について、「建設改良費」が62億円と大きく減額されている。下水道事業は老朽化や震災対策などの事業を推進していると認識しているが、減額されたことで事業の進捗に問題は生じないのか。
- 6 「資本的支出」に国庫補助金返還金が計上されているが、具体的にどのような理由により返還金が生じたのか。

下水道管理課長

- 1 流域下水道事業の負担金単価の算出は、5年間の下水処理に係る経費を処理水量で除すことにより1立方メートルの単価を算出している。主な増額の理由であるが、平成6年の供用開始から22年が経過し、機械電気設備を中心に老朽化が進んでおり、修繕費は、修繕計画に基づく修繕項目の増加などにより年間当たり2,600万円の増額を見込んだ。労務費は、公共工事設計労務単価の全職種平均が平成24年度から平成27年度の3年間で約30%上昇している状況から、年間当たり3,000万円の増額を見込んだ。また、消費税は前回単価改定を行った時点の5%から10%に引き上げられるため、年間当たり1,600万円の増額を見込んだ。一方、減額要素として処理水量は、普及率や接続率の増加の状況から10%程度の増加を見込んでいる。この処理水量で先ほどの増加経費を除すとプラス4円となり、負担金単価は1立方メートル当たり83円から87円となる。
- 2 下水道料金については、各町が維持管理負担金以外の経費や下水道事業の経営状況を踏まえて判断することになるが、3町とも平成28年4月の改定は予定していない。
- 3 市野川と同規模の流域下水道の維持管理負担金の全国平均単価は94円となっている。市野川の負担金単価は平成28年度から1立方メートル当たり87円になるが、全国と同規模の流域平均と比較した場合、若干下回っている。
- 4 市野川流域については、平成18年度から包括的民間委託を導入し維持管理費の削減に努めた。また、長寿命化計画に基づく設備の更新によるライフサイクルコストの縮減を行うなど、維持管理費の抑制に取り組んでいる。さらに、処理水量を確保するため、接続率の上昇に努力してもらえよう、県から町に働き掛けている。
- 5 国庫補助金の内示が当初見込みを約33億円下回ったため、「建設改良費」のうち国庫補助事業が減額となった。国庫補助申請に当たっては、老朽化対策や耐震対策を早急に進めたいことから、事業を前倒して国に要求を行っており、減額内示であっても事業進捗に大きな影響はない。なお、請負差金の活用や工法の見直しなどを行い、事業の進捗を図りたいと考えている。
- 6 古利根川水循環センターの用地の一部が、久喜市施行の都市計画道路の事業用地と重複していたことから、平成27年11月に当該用地を取得したいとの申込みがあった。このため、久喜市と土地売買契約を締結し、当該地を売却する予定である。当該用地は、処理場の一部として、国庫補助事業で取得したことから、国に対し当該用地に係る国庫補助金相当額を返還するものである。なお、当該用地は3筆あり、合計17.8平方メートルで、国庫補助返還額は約21万円となっている。

飯塚委員

関係3町における接続率の状況はどうか。

下水道管理課長

滑川町が96.6%、嵐山町が83.3%、小川町が81.5%である。

金子委員

- 1 市野川流域の下水道事業の収支はどのような状況であるのか。
- 2 単価の引上げに当たって、全ての町が同意済みとのことであるが、同意に至るまでに関係3町から意見があったのではないかと思うがどうか。

- 3 負担増による3町の年間の影響額はどうか。
- 4 「子育て世代・多子世帯向け住宅支援事業費」について、予算額の半分を減額する理由は何か。

下水道管理課長

- 1 最近2年間で見ると、平成25年度決算では、単年度収支が4,900万円の黒字で累積収支が4,200万円の赤字である。また、平成26年度決算では、単年度収支が4,100万円の黒字で累積収支が100万円の赤字となっており、累積赤字は縮小している。
- 2 昨年度、下水道担当職員との意見交換会を実施するとともに、今年度には3町の町長にも直接意見を伺うなど調整を重ね、合意が得られた。下水道法に基づく意見照会に対しても、3町から単価引上げについて意見なしの回答を得ている。交渉の過程では、増額要素となる経費の確認や、単価を抑えられないかという話はあった。
- 3 処理水量をベースに試算すると、年間で滑川町が約400万円、嵐山町が約550万円、小川町が約600万円の負担増である。

住宅課長

- 4 多子世帯向け中古住宅取得・リフォーム補助金については、予算上の計画で取得190件、リフォーム100件であったが、実績見込みでは、取得50件、リフォーム150件となっている。補助金額の大きい取得に対する補助件数が少なかったことが理由である。これは、対象となる多子世帯が少なかったこと、また、不動産は一生のうちに一度か二度の買物であるため、住宅の取得には一定の時間がかかり、買入れ時期と重ならなかったことが理由であると考えられる。この補助制度について周知に努めてきたが十分でなかったものとする。

金子委員

- 1 流域下水道事業の負担金単価の改定に伴って、関係3町は来年度4月からの住民が負担する下水道料金の増額は予定していないとのことだが、今後、増額される可能性はある。また、住民に転嫁された場合、4人家族でどれくらいの負担増となるのか。
- 2 今後、多子世帯向け中古住宅取得・リフォーム補助金をどのように周知していくのか。

下水道管理課長

- 1 住民が負担する下水道料金は、維持管理負担金のほか、町が管理する公共下水道の整備費や維持管理費、一般会計からの繰入金などから決定される。維持管理負担金の増加が全てそのまま住民に転嫁されるわけではないが、仮に全て住民負担とした場合は、4人家族で月額160円程度の下水道料金が値上げされる見込みである。

住宅課長

- 2 今年度も彩の国だよりへの掲載や事業者と連携して周知を行ってきた。市報に掲載すると補助実績が上がるので、今後は各市町やリフォーム事業者との連携を強化するなどして、補助金が更に利用されるよう周知に努めてまいりたい。

中川委員

先ほど、市野川流域下水道の修繕費が年間3,000万円弱上昇するとの説明があったが、

下水道の県内市町村負担は平成38年に維持管理のピークを迎えることが分かっている。その維持管理費を平準化するアセットマネジメントを現在実施しているが、市町村の負担金に反映するピークはいつごろか。

委員長

中川委員に申し上げる。議案に対する質疑をお願いします。

中川委員

質問できないということであれば終了する。

【付託議案に対する討論】

金子委員

第47号議案について、反対の立場で討論をさせていただく。

市野川流域下水道に係る経費の負担増を関係3町が同意したとはいえ、結果的に現行の年間負担額から滑川町で400万円、嵐山町で550万円、小川町で600万円の負担増となり、これを住民に転嫁すると、4人家族で年間2,000円弱の値上げとなる。社会経済状況が厳しい中で新たな負担を求めることは反対である。

中川委員

第47号議案について、賛成の立場で討論をさせていただく。

アセットマネジメントをより効率的に行って事業を平準化し負担の先送りや偏りがないようにしていただきたい。また、負担のピークを市町村や県民に明らかにしていただきたい。